

猪御犬奉
倉知重藏
○以下十
略四人略

足高渡方

右之分、小普請ニ入、御足高取來分は上り、當年分之御足高は被下之、略○申
右之通申渡候間、得其意可被談候、

〔書替所定書〕當時定法

一 御加増御足米、御足高之分ハ年中渡候、御加増御足米渡り方も時々御證文を以渡御足高ハ、享
保八卯年よ
ニ、御證文
にて極る、

一 父子御足高有之父相果、家督御足高被下候時、子取來る御足高、父死後受取候へバ返納いたし、
家督之御足高渡り、三季共同斷、

但父存生之内、父子受取候へバ、不及返納差引

一 御足高取、御加増被下、御足高上り候節ハ、永代之事故、御足高指引無之、

一 大御番組頭御足高取り、在番ニ付、夏高半分請取候以後、小普請ニ入候へバ、足高春夏四分一よ
り渡り、過之分返納ニ成る、延享元子
年十月伺

〔淺草米廩舊例〕遠國御役人取越米之事

一 御當地御役人被仰付、御足高被下候節、譬バ夏御張紙之内、春夏之御借米、一紙手形ニて出候は
ば、手形引分ヶさせ、夏之分ハ米金ニて相渡候事、

〔寶曆集成絲綸錄 二十五〕寶曆四戌年二月

御勘定奉行 江

高家衆

長崎奉行

右御足高御役料、只今迄、各裏印ニ而相渡候得共、向後直判手形ニて受取候様申渡候間、得其意、其